

利用方法

定期での利用方法

●新規契約

定期利用をご希望の場合には、当駐輪場管理事務所において定期契約をいたします。定期に空きが無い場合には予約の受付をいたします。なお、電話等による申し込み、予約、仮契約はできません。

契約手続きに際し、氏名、住所、生年月日、電話番号などの個人情報を提供していただきます。この情報は駐輪場の管理にのみ使用し、これ以外の目的には使用いたしません。

学生の方など減免料金の場合は、当駐輪場管理事務所です学生証や身体障害者手帳などの提示をお願いしますので必ずお持ちください。なお、卒業等、その条件に該当しなくなった場合や、変更があった場合は、速やかに当駐輪場管理事務所にご連絡ください。

定期契約は、契約の満了日が月の末日となりますので、月の途中で定期契約を開始する場合には、既定の定期料金に応じた利用料金が加算されます。（くわしくは駐輪場係員におたずねください。）

【受付時間】 午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分

●契約更新

定期契約を更新される場合は、契約満了月の 15 日～末日までに当駐輪場内に設置の自動更新精算機にてお手続きをお願いします。上記の期間に更新手続きされませんと、自動的に解約となりますのでご注意ください。

【例】契約満了日が 8 月 31 日の場合には、契約更新期間は 8 月 15 日から 8 月 31 日までとなります。

定期契約の更新手続きの際には、お手持ちの定期カード(ICカード)が必要となります。また学生料金の方は、当駐輪場管理事務所です学生証の提示をお願いする場合があります。

【受付時間】 午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分（更新機は午前 0 時 00 分まで）

●定期カードの使用方法

当駐輪場の定期駐車券は、ICカード式です。

入退場の際には、入退場ゲートに定期カードをかざす必要がありますので、必ずおもちください。定期カードを紛失、破損されますと、入退場ができませんのでご注意ください。

定期利用は、契約時に登録されたご本人であり、かつ登録された自転車等に限られます。家族等であっても共同利用はできません。また複数の自転車等を同時に登録することもできません。駐車する自転車等を変更する場合は、駐輪場係員に申し出てください。

なお、定期カードを忘れた場合は当駐輪場管理事務所までおこしく下さい。名前、住所などを証明できる書類(運転免許証、学生証、身分証明証等)をご提示いただき、本人確認をさせていただきます。

●定期カード・定期シールの再発行

定期カード及び定期シールを紛失、破損した場合は、当駐輪場管理事務所までおこしく下さい。

自転車等駐車場駐車券等再交付申請書にて申請いただき、再発行いたします。

●解約

定期契約を解約される場合には、お支払済みの利用料金は返金いたしません。ただし、定期契約の残余期間が1箇月以上ある場合には、その残余月数に応じて既定の料金をお返しいたします。解約手続きの際には、お手持ちの定期カードと定期シールが必要になります。

【受付時間】 午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分

●階層の変更

定期利用の階層を変更される場合には、現在の定期契約を解約し、改めて新規契約が必要となります。なお、希望する階層に空きがない場合には、予約を受け付けいたします。

一時での利用方法

●一時駐車利用方法

入場時に、一時駐車券発行機から一時駐車券を取り出し、入場ゲートでQRコードを読み取らせて入場します。なお、一時駐車が満車の場合は、利用できませんのであらかじめご了承ください。

●利用料金の支払い

利用料金の支払いは、後払い(退場前に場内の自動更新精算機で精算)となります。退場する際には、退場ゲートで精算済みの一時駐車券の QR コードを読み取らせて退場しますので、一時駐車券は紛失しないようご注意ください。また、機械での読みとりエラーの原因となりますので汚れ、折れ曲がり、破損は極力避けてください。

なお、一時駐車券を紛失した場合は再発行の手続きが必要となりますので、当駐輪場管理事務所までおこしく下さい。

利用料金は当日の利用時間内における1回の料金になります。翌日以降も駐車されている場合は、1日毎に一時料金が加算されます。

退場後は一時駐車券は不要となりますので、備え付けのごみ箱に捨ててください。

利用上の注意

- 定期シールは有効期限内のものを、後部の泥除け部分(後ろから見える位置)に貼ってください。
なお、泥除けのない自転車等の場合は駐輪場係員の指示に従ってください。
- 場内は安全確保のため、エンジン停止、乗車禁止です。お互いマナーを守ってのご利用をお願いします。
- 原動機付自転車の利用は、**白色ナンバーのみ(黄色・桃色ナンバーは利用不可)**となります。小型自動二輪車、ミニカー等の利用はできません。(※新基準原付利用可能)
- 当駐輪場は駐車場所を提供するもので、自転車等をお預かりするものではありません。
場内における事故、盗難、破損、紛失および災害による損害等の責任は一切負いません。
- 自転車等には、必ず施錠してください。盗難防止には、2個所の施錠が有効です。
自転車等の個別管理については、利用者個人の責任によりお願いします。
なお、施錠状態での自転車等の場外持出しについては、盗難防止の観点から当駐輪場係員の指示に従ってください。
- 場内では、必ず指定された駐車場所または駐輪場係員の指示した場所に、お客様ご自身で駐車してください。指定場所以外に駐車されたときは、移動する場合があります。
また、ハンドルロック付自転車では、ロック時の前輪の向きは駐輪場係員の指示に従ってください。

- ガードパイプ・フェンス等にチェーン等で自転車をつながないでください。
- 無断駐車や1箇月以上放置された自転車等は撤去・処分いたしますので、あらかじめご了承ください。
- 駐輪場内は火気厳禁です。
- その他ご利用にあたっては、場内の利用案内看板や駐輪場係員の指示に従ってください。指示に従わない場合は、利用を停止することがありますので、あらかじめご了承ください。

利用料金

単位:円

利用区分	一時利用	定 期 利 用			
	1日又は1回	階層	1 箇月	3 箇月	6 箇月
自転車	130	2 階	2,540 (1,900)	6,850 (5,140)	12,950 (9,710)
		1 階	2,860 (2,140)	7,720 (5,790)	14,580 (10,930)
原 付 白色ナンバー	170	1 階	3,710 (2,780)	10,030 (7,520)	18,960 (14,220)

※()内の料金は学生料金

※学生料金の取扱いについては学生証の提示が必要です。

(ただし中学生以下の場合は不要です)

※障害者手帳をお持ちの方は、手帳を提示いただければ利用料金が半額(10 円未満切捨て)となります。

大栄橋錦町 自転車駐車場 利用案内

施設の概要

名 称 さいたま市宮大栄橋錦町自転車駐車場
所 在 地 さいたま市大宮区錦町 682-1
電 話 048-647-8539
利用時間 午前 4 時 00 分～翌日の午前 1 時 45 分(年中無休)
取扱車種 自転車・原付 (**白色ナンバー**)※新基準原付利用可能

さいたま市 指定管理者
一般財団法人 さいたま市都市整備公社
さいたま市大宮区錦町 682-2
大宮情報文化センター6F
電話 048-729-6398